

令和2年4月1日から、地区計画の届出対象が変更になります。

令和2年4月1日より、地区計画の区域内で次の行為を行う場合は届出が必要になります。
(都市計画法第58条の2)

○届出を要する行為

行為	内容
土地の区画形質の変更	道路の新設・付替え，切土・盛土，敷地の分割など
建築物の建築	建築物の新築，増築，改築など
工作物の建設	かき又はさく及び擁壁等の築造，屋外広告物の設置など
建築物等の用途の変更	建築物の使い道（用途）の変更
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	建築物等のデザイン，色彩の変更及び擁壁の形態の変更など
木竹の伐採	林帯及び法面等の樹木の伐採

ただし、次の場合届出は不要です。

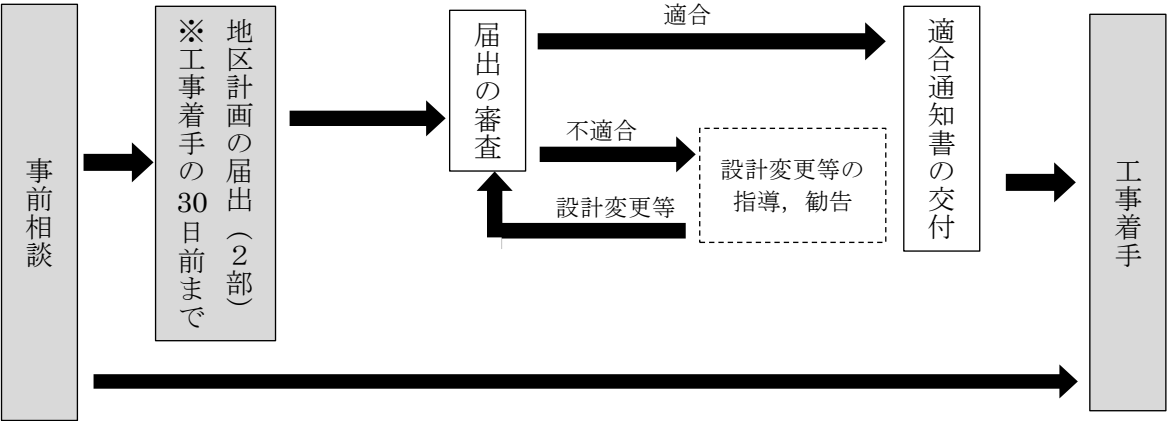
- ①通常の管理行為，軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画法第29条第1項の許可を要する行為その他政令で定める行為

○必要な書類（2部）

- ・届出書
- ・委任状（建築主本人以外の者が代理で届出を行う場合）
- ・添付図面（位置図，配置図，平面図，立面図，その他必要な図面）

行為の種類別	図面の種類	縮尺
土地の区画形質の変更	区域図	1 / 1, 000以上
	設計図	1 / 100以上
建築物の建築，工作物の建設 又は建築物若しくは工作物の 用途の変更	配置図	1 / 100以上
	立面図（2面以上）	1 / 50以上
	平面図（各階平面図）	1 / 50以上
建築物又は工作物の形態又は 意匠の変更	配置図	1 / 100以上
	立面図（2面以上）	1 / 50以上
木竹の伐採	区域図	1 / 1, 000以上
	施工図	1 / 100以上

○届出の流れ



○届出の提出先

呉市都市計画課 (呉市役所 6階) Tel: (0823) 25-3367